



厚生労働省 群馬労働局発表  
平成 30 年 1 月 30 日

担 当	【照会先】
	群馬労働局労働基準部監督課
	監督課長 永田 卓也
	監察監督官 穂積 常之 電話 027-896-4735

報道関係者 各位

## 平成 29 年の司法（送検）処理状況について

群馬労働局(局長 半田 和彦)では、群馬労働局管内 7 労働基準監督署が労働基準法等関係法令違反被疑事件として捜査し、平成 29 年中に、前橋地方検察庁へ送検した状況（「司法処理状況」）をとりまとめたので発表します（詳細は別紙を参照）。

群馬労働局では、法定労働条件の履行確保や災害多発業種に対する重点的な災害防止対策を推進しているところですが、今後も重大・悪質な法令違反については、積極的に送検をする等厳正に対処する方針です。

平成 29 年に前橋地方検察庁に送検した件数は 7 件で次のとおり。

(1) 労働基準法・最低賃金法違反事件

5 件

(2) 労働安全衛生法違反事件

2 件

※ 賃金不払事件については、支払賃金額が地域別最低賃金額未満である場合（全額不払の場合を含む。）には、地域別最低賃金に係る違反（最低賃金法第 4 条第 1 項違反）の罰金額（50 万円以下の罰金）が労働基準法第 24 条違反（定期賃金不払い）の罰金額（30 万円以下の罰金）を上回っているため、特別法である最低賃金法違反の罪として処理しています。

(参考)

「司法処理」とは、労働基準監督官が労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として、検察庁へ送検するための処理のことです。

労働基準法等関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う」旨規定されています。

## 1 司法事件の業種別内訳

業種別にみると、製造業が3件と最も多く、次いで運送業が2件となっています。

	製造業	建設業	運送業	その他	合計
労働基準法・最低賃金法違反	2		2	1	5
労働安全衛生法違反	1	1			2
合計	3	1	2	1	7

## 2 司法事件の年別推移

	25年	26年	27年	28年	29年
労働基準法・最低賃金法違反	6	8	9	3	5
労働安全衛生法違反	6	8	9	7	2
合計	12	16	18	10	7

## 3 送検事例

### 事例1

#### 定期賃金不払

##### 1 事件の概要

労働者2名に、1か月間の定期賃金（約30万円）を、法定の除外事由がないにもかかわらず、所定支払日に支払わず、群馬県最低賃金以上の賃金を支払わなかった事業者を書類送検したものの。

##### 2 罪名

最低賃金法違反

### 事例2

#### 違法な時間外労働

##### 1 事件の概要

労働者1名に、時間外労働および休日労働に関する協定（36協定）の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせた事業者を書類送検したものの。

##### 2 罪名

労働基準法違反

### 事例 3

#### 特別教育の未実施

##### 1 事件の概要

技能実習生をプレス機械の金型の調整の業務に就かせるにあたり、法定の特別の教育を行っていなかった事業者を書類送検したもの。

##### 2 罪名

労働安全衛生法違反

### 事例 4

#### 無資格就業

##### 1 事件の概要

法令で定める資格を有しない労働者を機体の重量が3トンを超えるドラグ・ショベルの運転の業務に就かせた事業者を書類送検したもの。

##### 2 罪名

労働安全衛生法違反